



会社の減資について（１）

第 249 回

本稿第 246 回では、会社法の改正による財務、税務上の影響について網羅的に紹介しました。今回は「減資」というテーマに的を絞って、会社法の規定およびその税務上の認識について、数回に分けて、踏み込んだ解説をしていきたいと思います。

【資本金の払い込み不能または不要による減資】

資本金にまつわる概念として、「登録資本金」と「払い込み資本金」の二つがあります。「登録資本金」とは会社の設立時または増資、減資に関する定款修正の際に当局、つまり市場監督管理部門に届け出を行った総資本金の金額を指します。これは株主が会社への払い込みを予定する出資金の総額だともいえます。そして、「登録資本金」の増加は「増資」と呼称されます。

これに対して、「払い込み資本金」とは文面の通り、株主が実際に会社に払い込んだ資本金の額を指します。過去には資本金を払い込むたびに、会計事務所に対して出資金の検査を依頼し、その報告書（いわゆる「验资報告」）を当局に提出することが義務付けられていましたが、現在は不要になりました。そして、会社の貸借対照表（B/S）では通常、登録資本金を記載せず、払い込み資本金を純資産部に計上することになります。

改正前の会社法では特に資本金の払込期限に関する規定はなく、会社の存続期間内という前提で、定款の定めに基づいて、振り込めば良いとされていました。外部からの融資の受け入れやすさ、入札活動への参加のしやすさ、増資をするたびの事務負担を考慮し、設立段階で登録資本金を多めに設定し、必要に応じて資本金を払い込むという対応が実務上で多用されています。また、会社の解散・清算時に未払い資本金（「登録資本金」と「払い込み資本金」との差額）が残っていても、外部負債の完済さえできれば、未払い資本金の払い込みが当局または債権者から求められないのが一般的です。

しかし、2024 年 7 月 1 日から施行する改正会社法によると、全株主による出資金は、会社の定款の定めに基づき、遅くとも会社設立日から 5 年以内に満額納付しなければならないことになりました。また、同法 266 条第 2 項によると、本法施行前に既に設立され、その出資期限が本法の定めた期限より後になっている企業は、徐々に本法の定めた期限に調整しなければならないとなっています。具体的な調整方法については、2024 年 2 月 6 日に市場監督管理総局から「国務院が『中華人民共和国会社法』における登録資本金登記管理制度を実施することに関する規定」（草案）が公布され、3 月 5 日まで意見公募（パブリックコメント）が行われています。同規定はまだ正式に施行されていないものの、その内容から今後の大まかな方向性をつかむことができます。以下、その要点を紹介します。

（１）2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで 3 年間の移行期間を認める。2024 年 7 月 1 日前に設立した企業で、かつその予定した全資本金の払い込み期限が 2032 年 6 月 30 日を超過する見込みの場合は、上記移行期間内に（長くとも 2032 年 6 月 30 日までとなるよう）資本金の払込期限を調整しなければならない。

（２）上記最終期限までの出資金の全額払い込みが難しい場合は、以下の全ての条件を満たすことを前提に、会社は国家企業信用情報公示システムを通じて、20 日にわたって減資の旨を公示し、債権者からの異議を受けない限り、登録資本金だけの減額に関する登記変更を認める。

具体的な要件は、（一）未了債務は存在しないことまたは債務は一定量抱えているものの払い込んだ資本金でも弁償可能なこと、（二）全株主が減資前の債務について、従来引き受けていた出資金の枠内で連帯責任を取ることを承諾していること、（三）全董事が会社の債務履行能力および経営能力の継続に損害を与えないことを承諾していること、という三つです。（二）によって、減資分に関する出資義務は免除されますが、減資前の負債に対して、当初予定していた出資額までの連帯責任の負担が依然として求められるため、簿外の負債を多数抱えている企業の株主にとっては、責任の完全免除に至らない側面があると思われます。あえて当該簡易減資のプロセスを踏まず、減資の一般プロセスを踏むケースもあり得るかと考えます。

一般プロセスは以下の通りです。

（一）減資に関する株主決議の作成→（二）10 日以内に債権者へ通知、かつ 30 日以内に新聞紙または国家企業信用情報公示システムを利用して、公告を発表→（三）通知を受領した債権者は受領日から 30 日以内に、受領していない場合は公告日から 45 日以内に、会社に対して債務の弁償または担保の提供を求めることが可能。

上記の通り、仮に国の定めた期限内において登録資本金の全額の振り込みが困難な場合、登録資本金だけの減額調整が可能です。この場合はそもそも登録資本金の金額が財務諸表に反映されないため、減額したとしても、新たな納税義務の発生には至らないものだと思います。（つづく）

<筆者紹介>

章啓龍（ショウ ケイリュウ）

弁護士・税理士

弁護士法人 北京立動律師事務所

弁護士法人 上海立度律師事務所

E-Mail: zhangqilong@ridra-law.com

Tel: (+86)10-6468-5598